

# 令和7年 教育委員会

## 第13回 定例会 議事日程

令和7年7月22日（火）

### 第1 協 議

#### 【子ども支援課】

- (1) 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について

#### 【指導課】

- (1) 九段中等教育学校学則の変更について
- (2) 令和8年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】
- (3) 令和8年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】

### 第2 報 告

#### 【子ども総務課】

- (1) 令和7年度「おがちよ教育交流事業」に係る派遣生徒決定及び事業スケジュールについて

#### 【子育て推進課】

- (1) 児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について

#### 【児童・家庭支援センター】

- (1) 千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る補助内容の拡充について
- (2) 千代田区障害児医療ステイ（レスパイト入院）事業の開始について

#### 【指導課】

- (1) 教科書展示会の結果
- (2) いじめ、不登校、はくちよう教室の状況報告（6月）

### 第3 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（8月5日号、8月20日号）

## 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について

### 1 改正理由

令和7年9月1日施行の千代田区立幼稚園使用条例の改正に伴い、同施行規則の規定整備等を行う必要があるため。

また、幼稚園及び保育園等の令和8年4月入園申込みにあたり、入園申込書の様式改正を行う必要があるため。

### 2 主な改正内容

- (1) 条例改正に伴う改正
- (2) 入園申込書の様式改正

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和7年9月1日

ただし、改正後の第1号様式及び第2号様式の規定は、入園希望日が令和8年4月1日以後の入園申込みについて適用し、入園希望日が同日前までの入園申込みについては、なお従前の例による。

新旧対照表

○千代田区立幼稚園使用条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;">○千代田区立幼稚園使用条例施行規則</p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>（<u>教育等の実施</u>）</p> <p>第3条 幼稚園は、幼稚園教育要領に基づく育成方針により、3歳児から小学校就学前までの幼児について一貫した教育を実施する。</p> <p>2 幼稚園における短時間保育（<u>条例第7条第1項に規定する通常の教育をいう。以下同じ。</u>）は、原則として午前9時から午後5時までの間で4時間とし、各歳児及び各幼稚園における状況により幼稚園長（以下「園長」という。）が決定するものとする。</p> <p>3 （現行に同じ） （入園手続）</p> <p>第6条 <u>条例第5条第1項の規定により幼児の入園の申込みをする保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書に委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>短時間保育の実施を希望する場合 幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（第1号様式）</u></p> <p>（2）<u>長時間保育の実施を希望する場合 保育所等入所・転所申込書（第2号様式）</u></p> <p>2 委員会は、前項の入園申込書を提出した者について、<u>短時間保育の実施の申込み</u>にあつては別表1の優先順位により、及び<u>長時間保育の実施の申込み</u>にあつては当該入園申込書及び保育の必要性に関する調査等により選考のうえ、入</p>	<p style="text-align: center;">○千代田区立幼稚園使用条例施行規則</p> <p>（<u>定義</u>）</p> <p>第2条 <u>この規則における用語の意義は、次の各号に掲げる用語について、当該各号に定めるところによるほか、条例における用語の例による。</u></p> <p>（1）<u>短時間保育 幼稚園教育要領に基づく教育課程による教育をいう。</u></p> <p>（2）<u>長時間保育 原則として午前7時30分から午後6時30分までの間において行う、短時間保育を含みそれを超える時間の教育及び保育をいう。</u></p> <p>（3）<u>保育料 短時間保育、長時間保育及び延長保育に係る幼稚園使用料をいう。</u></p> <p>（4）<u>延長保育料 保育料のうち延長保育に係るものをいう。</u></p> <p>（5）<u>預かり保育 短時間保育を実施する時間以外の時間に実施する保育をいう。</u></p> <p>（6）<u>預かり保育料 預かり保育の利用料をいう。</u></p> <p>（<u>教育の実施</u>）</p> <p>第3条 幼稚園は、幼稚園教育要領（<u>文部科学省が告示するものをいう。</u>）に基づく育成方針により、3歳児から小学校就学前までの幼児について一貫した教育を実施する。</p> <p>2 幼稚園における短時間保育は、原則として午前9時から午後5時までの間で4時間とし、各歳児及び各幼稚園における状況により幼稚園長（以下「園長」という。）が決定するものとする。</p> <p>3 （略） （入園手続）</p> <p>第6条 <u>幼児の教育及び保育を委託しようとする保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める入園申込書に委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>短時間保育を委託する場合 入園申込書（第1号様式）</u></p> <p>（2）<u>長時間保育を委託する場合 入園申込書（第2号様式）</u></p> <p>2 委員会は、前項の入園申込書を提出した者について、<u>短時間保育の委託の申込み</u>にあつては別表1の優先順位により、及び<u>長時間保育の委託の申込み</u>にあつては当該入園申込書及び保育の必要性に関する調査等により選考のうえ、入</p>

<p>園の承諾又は不承諾とするものとする。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により入園を承諾するときは、その旨を入園承諾通知書（第3号様式）により、保護者に通知するものとする。</p> <p>4 委員会は、第2項の規定により入園を不承諾とするときは、<u>入園不承諾・保留通知書</u>（第4号様式）により保護者に通知するものとする。</p>	<p>園の承諾又は不承諾とするものとする。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により入園を承諾するときは、その旨及び<u>保育料の額</u>を入園承諾通知書（第3号様式）<u>及び保育料決定通知書</u>（第3号の2様式）により、保護者に通知する。</p> <p>4 委員会は、<u>前項</u>の規定により入園を不承諾とするときは、<u>入園不承諾通知書</u>（第4号様式）により保護者に通知するものとする。<u>ただし、長時間保育の委託を不承諾とする場合において、第1項に規定する申込みと同時に千代田区の認可保育所の入所の申込みをしている保護者に係る通知は、千代田区保育の実施に関する条例施行規則（平成10年千代田区規則第5号）に規定する保育所入所保留通知書をもって入園不承諾通知書に替えることができる。</u> <u>（延長保育料の納入方法）</u></p> <p><u>第8条 延長保育料は、1か月分を当月の末日までに納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、委員会は、これを後納させることができる。</u></p> <p><u>第9条 削除</u> <u>（延長保育料の還付）</u></p> <p><u>第10条 延長保育料を還付することができる場合は次のとおりとする。</u> <u>（1） 災害その他緊急事態の発生により、長期間休業することになったとき。</u> <u>（2） その他委員会が還付することが適当であると認めたとき。</u></p> <p><u>2 延長保育料の還付を受けようとする保護者は、前項第1号を除き委員会に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、預かり保育料について準用する。</u> <u>（預かり保育の実施）</u></p>
<p><u>（預かり保育の実施）</u></p> <p><u>第8条 園長は、在園する幼児が短時間保育の実施時間以外において<u>教育</u>を必要とする場合は、預かり保育を実施する。</u></p> <p>2から5まで（現行に同じ）</p> <p>6 <u>預かり保育の実施に係る費用（以下「<u>預かり保育料</u>」という。）の額は、保育時間が1時間（当該保育時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。以下この項において同じ。）につき100円とし、引き続き預かり保育を受けるときは1時間を経過するごとに100円を加算する。</u></p> <p>7 <u>委員会は、<u>預かり保育料の額</u>を決定したときは、その額を保護者に通知するものとする。ただし、<u>預かり保育料の額</u>が次条第1号に定める額の場合は、この限りでない。</u></p> <p>8 <u>預かり保育料は、後納とし、委員会が定める</u></p>	<p><u>第11条 園長は、在園する幼児（<u>千代田幼稚園及び昌平幼稚園においては短時間保育のみを受け</u>る幼児に限る。）が短時間保育の実施時間以外において<u>保育</u>を必要とする場合は、預かり保育を実施する。</u></p> <p>2から5まで（略）</p> <p>6 <u>預かり保育料の額は、保育時間が1時間（当該保育時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。以下この項において同じ。）につき100円とし、引き続き預かり保育を受けるときは1時間を経過するごとに100円を加算する。</u></p> <p>7 <u>預かり保育料は、後納とし、委員会が定める</u></p>

<p>日までに納入しなければならない。 (預かり保育料の特例)</p> <p>第9条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料の額は、前条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) (現行に同じ)</p> <p>(延長保育の実施)</p>	<p>日までに納入しなければならない。 (預かり保育の額の特例)</p> <p>第11条の2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料の額は、前条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(延長保育の実施)</p>
<p>第10条 園長は、在園する幼児が第3条第3項に定める保育実施時間終了後に保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところにより延長保育を実施する。</p> <p>(1)から(6)まで (現行に同じ)</p> <p>2から5まで (現行に同じ)</p> <p>6 延長保育の実施に係る費用(以下「延長保育料」という。)の額は、別表2に定めるとおりとする。</p> <p>7 委員会は、延長保育料の額を決定するために必要があると認めるときは、当該保護者に関係書類の提出を求めることができる。</p> <p>8 委員会は、延長保育料の額を決定したときは、延長保育料決定通知書(第7号の2様式)により、その額を保護者に通知するものとする。</p> <p>9 延長保育料は、1か月分を当月の末日までに納入しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>(預かり保育等実施決定の取消し)</p>	<p>第12条 長時間保育を受けている者で第3条第3項に定める保育実施時間終了後に保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところによる保育(以下「延長保育」という。)を実施する。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 前項の場合において、延長保育料の額は、条例第7条第3項の規定により当該保護者に対して保育料決定通知書により通知する。</p> <p>7 延長保育料の額は、別表2に定めるとおりとする。</p> <p>(延長保育等実施決定の取消し)</p>
<p>第11条 園長は、預かり保育若しくは延長保育の申込者又は幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りの申込みにより実施決定を受けたとき。</p> <p>(2) 健康上の理由により集団保育をすることが困難と認められたとき。</p> <p>(3) 正当な理由なしに、預かり保育料若しくは延長保育料を納入しないとき。</p> <p>(4) その他保育を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p>(預かり保育料等の還付)</p>	<p>第13条 園長は、延長保育及び預かり保育の申込者又は幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りの申込みにより実施決定を受けたとき。</p> <p>(2) 健康上の理由により集団保育をすることが困難と認められたとき。</p> <p>(3) その他保育を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第12条 既に納付された預かり保育料及び延長保育料(以下「預かり保育料等」という。)は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他緊急事態の発生により、幼稚園が臨時に長期間休園することになったとき。</p>	

(2) その他委員会が還付することが適当であると認めたととき。

2 預かり保育料等の還付を受けようとする保護者は、前項第1号に該当する場合を除き、委員会に申請しなければならない。

(督促)

第13条 区長は、保護者が預かり保育料等を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促するものとする。

(入園承諾の取消し)

第16条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園承諾を取り消し、又は退園させることができる。

(1) 千代田区の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 在園児（短時間保育のみの実施を受ける在園児に限る。）が4か月を超えて幼稚園に通園しないとき。

(3) 在園児（長時間保育の実施を受ける在園児に限る。）が2か月を超えて通園しないとき。

(4) 他の就学前教育又は保育施設に在籍していることが判明したとき。

(5) その他委員会が在園を不適当と認めたととき。

2 (現行に同じ)

(児童台帳)

第17条 委員会は、教育及び保育の実施をするときは、幼児ごとに児童台帳を作成するものとする。

附 則(令和 年 月 日教委規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第1号様式及び第2号様式の規定は、入園希望日が令和8年4月1日以後の入園申込みについて適用し、入園希望日が同日前までの入園申込みについては、なお従前の例による。

別表2 (第10条関係)

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		延長保育料 (月額/円)
階層区分	階層区分の定義	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0
B	前年度分の特別区民税	0

(入園承諾の取消し)

第16条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園承諾を取り消し、又は退園させることができる。

(1) 千代田区の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 正当な理由なしに、既定の保育料等を納入しないとき。

(3) 保護者からの申出により在籍児（短時間保育のみの実施を受ける在籍児に限る。）が疾病、傷害等のため4か月を超えて幼稚園に通園できないと認められるとき。

(4) 在籍児（長時間保育の実施を受ける在籍児に限る。）が2か月を超えて通園しないとき。

(5) 他の就学前教育又は保育施設に在籍していることが判明したとき。

(6) その他委員会が受託を不適当と認めたととき。

2 (略)

(児童台帳)

第17条 委員会は、教育を受託するときは、幼児ごとに児童台帳を作成するものとする。

別表2 (第12条関係)

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		延長保育料 (月額/円)
階層区分	階層区分の定義	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0
B	前年度分の特別区民税	0

		が非課税の世帯	
C		前年度分の特別区民税 が均等割額のみ の世帯	100
D	1	前年度分の特別区民税 所得割額が47,700円未 満の世帯	500
	2	前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未 満の世帯	700
	3	前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未 満の世帯	900
	4	前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未 満の世帯	1,000
	5	前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円 未満の世帯	1,200
	6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円 未満の世帯	1,400
	7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円 未満の世帯	1,500
	8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円 未満の世帯	1,600
	9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円 以上の世帯	1,800

備考 9月分から翌年3月分までの延長保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

第1号様式（第6条関係）（別紙のとおり）

第2号様式（第6条関係）（別紙のとおり）

（削除）

第4号様式（第6条関係）（別紙のとおり）

第5号様式（第7条関係）（別紙のとおり）

第7号の2様式（第10条関係）（別紙のとおり）

		が非課税の世帯	
C		前年度分の特別区民税 が均等割額のみ の世帯	100
D	1	前年度分の特別区民税 所得割額が47,700円未 満の世帯	500
	2	前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未 満の世帯	700
	3	前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未 満の世帯	900
	4	前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未 満の世帯	1,000
	5	前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円 未満の世帯	1,200
	6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円 未満の世帯	1,400
	7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円 未満の世帯	1,500
	8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円 未満の世帯	1,600
	9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円 以上の世帯	1,800

備考 9月分から翌年3月分までの延長保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号の2様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

（新設）

（表）

年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（短時間保育用）

※きょうだい同時に申し込む場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。  
 ※裏面も記入してください。

千代田区長 殿		年 月 日			
千代田区教育委員会 殿		〒 _____			
申込者（保護者）住 所 <u>千代田区</u>					
(ふりがな)					
氏 名 _____					
昼間の連絡先：(父・母・その他 _____)					
電話番号（携帯可） _____ ( _____ )					
区立幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）への入園につき、次のとおり申し込みます。					
	(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	性別	職業・学校・保育園等
申込 児童		本人	年 月 日		
同居 の 家族		父	年 月 日		
		母	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
入園を希望する園	幼稚園 ・ こども園		通園区域 (○をつける)	内 ・ 外	
通園区域外の園を 希望する理由 ※区域内の場合は不要					
入園を希望する期間	年 月 日 から		<input type="checkbox"/> 小 学 校 就 学 前 まで <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで		

【 裏面も記入してください。 】

受付印

(裏)

1 児童の状況

現在の 保育状況	<input type="checkbox"/> 自宅で保育	<input type="checkbox"/> (父・母・祖父・祖母・その他の親族)が保育 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 幼稚園・認可保育園	(公立・私立 ) 入園できなかった場合、上記の園への通園継続を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
	<input type="checkbox"/> その他(認可外保育施設等)	
現在の 健康状態	1. 心身・言語等の発達について気になる箇所はありますか。(無・有) ※有の場合(具体的に: )	
	2. 障害者手帳・愛の手帳はお持ちですか。(無・有) ※有の場合(障害名: )、( )級・度	

2 保護者の状況

続柄		父	母
保護者の 日中の状況 (連絡先)	状況	・就労(自営以外) ・自営 ・その他( )	・就労(自営以外) ・自営 ・その他( )
	電話		
保護者以外の 連絡先	氏名		
	お子様との続柄		
	連絡先		
	住所		

3 同意事項(チェック欄に✓をしてください。)

	同意事項	チェック
1	幼児の在園中の健やかな成長のために、必要があるときは、区の子育て支援事業実施機関(子ども支援課、児童・家庭支援センター、保健所、小学校、保育施設等)が保有する個人情報の相互提供に同意します。	<input type="checkbox"/>
2	申込内容に虚偽や事実と相違する記載があると判明した場合は、入園承諾を取り消します。	<input type="checkbox"/>
3	入園後、在園枠の早期確保を目的とした入園など、正当な理由なく登園していない、若しくは登園の実態が確認できない場合、又は他の公立幼稚園等に重複して在籍していることが判明した場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
4	千代田区に住所を有しなくなった場合は、幼稚園に在園することができません。	<input type="checkbox"/>
5	通園区域外の幼稚園に入園した場合であっても、小学校入学の際には、居住地により指定される通学区域の小学校になります。	<input type="checkbox"/>

上記同意事項について、確認・同意しました。

年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

備考 ※園記入欄 (記入不要です)	<input type="checkbox"/> 通園区域外の園の申込者に対し、上記同意事項5を説明しました。(受付: )
-------------------------	---

(表)  
保育所等入所・転所申込書

千代田区長・千代田区教育委員会 殿

年 月 日

記載内容のとおり、認可保育園、認定こども園・区立こども園・幼保一体施設(長時間保育)、地域型保育事業への申込みをします。

住所	〒 - -			申込者			
電話番号 ※主な連絡先は○	自宅	※ 父携帯	※ 母携帯	※			
(入園希望児童の続柄に○をつける) 世帯全員及び同居家族	続柄	氏名	生年月日	性別	職業・学校名・園名等		
	父	フリガナ	年 月 日				
	母	フリガナ	年 月 日				
	子	フリガナ	年 月 日				
		フリガナ	年 月 日				
		フリガナ	年 月 日				
		フリガナ	年 月 日				
希望園に関すること	第1希望	園	第4希望	園	第7希望	園	
	第2希望	園	第5希望	園	第8希望	園	
	第3希望	園	第6希望	園	※全園希望の場合は別紙(全園希望者用)も提出してください。様式は区ホームページからダウンロードできます。		
	<input type="checkbox"/> 上記希望園に空きが出るまで待つ ※入園希望順位は審査には影響ありません。 <input type="checkbox"/> 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い(事業所内保育事業・小規模保育事業施設を除く、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。)※転入予定・在勤要件での申込の場合、選択できません。 <input type="checkbox"/> 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い(事業所内保育事業・小規模保育事業施設を含む、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。)※転入予定・在勤要件での申込の場合、選択できません。						
	入園を希望する期間	年 月 1日～			<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月末日まで		
	保育希望時間	__時__分～__時__分			※通常保育は一部の園を除き7時30分～18時30分です。 ※延長保育の実施開始年齢は園により異なります。(区立園は1歳児クラスから)		
	延長保育	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない					
	入園・転園を希望する具体的な理由						
	第1希望園の理由	1. 所在地が近い    2. きょうだいがいる    3. 保育内容に魅力を感じた 4. その他( )					
	全園希望としない理由	1. 所在地が遠い    2. 認証保育所等に入園・内定している    3. 保育を頼める人がいる 4. その他( )					
【4月～8月入園申込の方】 1.1現在の住所地	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 区内他住所 <input type="checkbox"/> それ以外の住所( )					
	母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 区内他住所 <input type="checkbox"/> それ以外の住所( )					
【9月～1月入園申込の方】 1.1現在の住所地	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 区内他住所 <input type="checkbox"/> それ以外の住所( )					
	母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 区内他住所 <input type="checkbox"/> それ以外の住所( )					
※区記入欄	○区域	ふ・い・昌・千・い千	備考		受付印		
	○付随開始	年 月 から					
	○年度内辞退	無 有( )					
	ハナ→	年 月から 年 月					
	支給認定	済 未 内定後					
	幼稚園併願	有 無					
	公共料金	有 無→ / ㄾ					
支払証明	有 無→説明済						
連絡	/ に父・母へ入所可・不可 → 入所・辞退			受付	書類確認	入力	入力確認
児童No.							

(表)

きょうだいで同時申し込みの方は、組み合わせ希望について①または②の該当する箇所にチェック☑してください。

<p>① <input type="checkbox"/> 必ず全員同時の入園を希望する</p> <p><input type="checkbox"/> 同園のみを希望する (→以上で記入終了)</p> <p><input type="checkbox"/> 別々の園でも入園する</p> <p><input type="checkbox"/> きょうだい別々の園になっても希望順位が高い園に入園を希望する</p> <p><input type="checkbox"/> 希望順位が低くても同園に入園することを優先する</p>	<p>② <input type="checkbox"/> 1人だけでも入園を希望する</p> <p>※育児休業中で申し込んだ方は、1人でも入園した場合、復職が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 希望順位が高い園に1人だけでも入園することを優先する</p> <p><input type="checkbox"/> 2人以上が同時に入園できる場合は、希望順位が低くても同園に入園することを優先する</p> <p><input type="checkbox"/> 優先児童あり [優先児童名: _____] (優先児童が入園できるまで他のきょうだいいも入園しない)</p> <p><input type="checkbox"/> 優先児童なし (1人だけでも入園できる児童から入園する)</p>
---	---

※上記の選択肢以外の組み合わせ希望がある場合は、ご記入ください。(希望に沿えない場合もございます。)

↓それぞれ該当する箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

父母の状況		父の状況	母の状況
就 労 状 況	状 況	外勤(正規・パート・派遣) 自営(自宅内・自宅外)	外勤(正規・パート・派遣) 自営(自宅内・自宅外)
	通 勤 時 間	自宅から勤務先まで片道 時間 分	自宅から勤務先まで片道 時間 分
不 存 在 理 由	理 由	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他( ) ____年____月頃から	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他( ) ____年____月頃から
	理 由	※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者(無・有)	
出 産 予 定 日	予 定 日	____年____月____日	
疾 病 傷 害	傷 病 名	____年____月____日～____年____月____日	
	入 院 等	1.精神疾患または感染症 2.常時臥床 3.その他( )	
心 身 障 害	障 害 名	( 級・度 ) ・ 無	
	手 帳	( 級・度 ) ・ 無	
介 護 看 護 求 職 通 所 其 他 状 況	どなたを	続柄( ) 氏名( )	続柄( ) 氏名( )
	日 数 等	週 日・ 時～ 時まで (実働約 時間)	週 日・ 時～ 時まで (実働約 時間)
通 所 日 数	日 数	週 日・ 時～ 時まで	
通 所 日 数	日 数	週 日・ 時～ 時まで	
其 他 状 況			

祖父母の状況(別居・同居を問わず、区内にお住まいの場合は住所をすべて記入、区外にお住まいの場合は市区町村名までご記入ください。)

		氏名・年齢	保育ができない理由	居住地・申請児童との同居状況
父 方	祖父		歳 就労・高齢・遠方 その他( )	同居・別居 -不存在
	祖母		歳 就労・高齢・遠方 その他( )	同居・別居 -不存在
母 方	祖父		歳 就労・高齢・遠方 その他( )	同居・別居 -不存在
	祖母		歳 就労・高齢・遠方 その他( )	同居・別居 -不存在

その他

生活保護	<input type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり( 年 月 日保護開始)
------	---

第 年 月 日  
 年 月 日

様

千代田区教育委員会

### 入園不承諾・保留通知書

年 月入園で申込みのありました幼稚園への申込の結果については、  
 次の理由により不承諾・保留となりましたので通知いたします。

支給認定子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生 歳児
希望利用開始日	年 月 日
申込有効期限	年 月 日
決定年月日	年 月 日
不承諾・保留の理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。  
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 入園申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。

(表)

## 家庭状況調査書

住 所 (〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )千代田区 \_\_\_\_\_

連絡先 (父携帯) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (母携帯) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

(その他) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

### 1. お子さんの状況

※認可保育所、こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

(ふりがな) 児 童 名	生 年 月 日	園 名	長時間・短時間○をつけてください (こども園・幼稚園の場合のみ)
( _____ )	年 月 日		長時間 ・ 短時間
( _____ )	年 月 日		長時間 ・ 短時間
( _____ )	年 月 日		長時間 ・ 短時間

### 2. 同居家族の状況( 1 以外の同居の方(単身赴任中の保護者を含む)をすべてご記入ください。)

続柄	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別	職業・学校名・園名
父	( _____ )	年 月 日	歳		
母	( _____ )	年 月 日	歳		
	( _____ )	年 月 日	歳		
	( _____ )	年 月 日	歳		
	( _____ )	年 月 日	歳		

### 3. 父母の状況(該当項目が2つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください)

保育を 必要とする 状況	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 育児休業中 <input type="checkbox"/> 疾病・障害等 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 不存在( <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他( _____ ) ) <input type="checkbox"/> その他( _____ )
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 育児休業中 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害等 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 不存在( <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他( _____ ) ) <input type="checkbox"/> その他( _____ )

裏面も記入してください。

区 記 入 欄	備 考		受付印
------------------	-----	--	-----

(裏)

## 4. 提出書類チェック表(提出する書類にチェックのうえ、提出漏れがないか今一度ご確認ください。)

※①・②(全世帯共通)及び③のうち父母分それぞれ該当する書類を必ず提出してください。

提出書類		チェック欄			
①	◎家庭状況調査書(本紙)	<input type="checkbox"/>			
②	◎保育園・こども園・幼保一体施設等の継続入園に関する確認書	<input type="checkbox"/>			
③ 保育ができない状況を証明する書類	保護者の状況	提出書類			
	就労(外勤)	◎就労証明書(区様式)	証明日が 年 月 日以降の就労証明書を既に子ども支援課に提出済みで、就労状況に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記に記入してください。 <input type="checkbox"/> 就労証明書の提出を省略します。 【理由:( )月頃、( )のため提出済】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		◎就労証明書(区様式)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	就労(自営業等)	◎会社の運営を確認できる書類(下記のいずれかを提出) ・会社・法人の登記事項証明書(写し可) ※過去に子ども支援課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。 省略する場合は、下記にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 内容に変更がないので、会社・法人の登記事項証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・会社のホームページの写し(会社名・代表者氏名を確認できるページ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・直近の確定申告書の控えの写し(第一表・第二表) ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・営業許可証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・開業届の写し(営業初年度のみ受付可) ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		◎診断書(疾病・障害用)(区様式) または、 手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	就学	◎在学証明書(区様式) ※在学証明書で就学時間が確認できない場合は時間割表等を添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護・看護	◎介護・看護に関する申立書(区様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		◎介護・看護を要することがわかる書類(下記のいずれかを提出) ・診断書(介護・看護用)(区様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・ケアプラン(介護サービス計画書)の写し ※お持ちの方のみ必須提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
求職活動	◎求職活動申立書(区様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	◎求職活動中であることを確認できる書類の写し (ハローワークカード、就職斡旋機関登録画面、雇用保険受給資格者証等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不存在	◎不存在を確認できる書類(下記のいずれかを提出) ・戸籍謄本(全部事項証明書)(写し可) ※過去に子ども支援課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。 省略する場合は、下記にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 内容に変更がないので、戸籍の全部事項証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	◎医療証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	◎母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

様

千代田区長

## 延長保育料（月極）決定通知書

年 月から 月までの延長保育料は次のとおりとなりますので、通知します。

利用する子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生 歳児
利用施設名	
利用期間	
決定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
利用内容	

月 別 納 付 額	月 分	月分	月分	月分	月分
	階 層	階層	階層	階層	階層
	延長保育料	円	円	円	円
	月 分	月分	月分	月分	月分
	階層	階層	階層	階層	階層
	延長保育料	円	円	円	円

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 保育の実施期間中であっても利用できる基準に該当しなくなった場合は保育の実施を解除いたします。

新旧対照表

○千代田区立九段中等教育学校学則

新 (改正後)	旧 (現 行)																																																																				
<p>○千代田区立九段中等教育学校学則 平成18年3月28日教育委員会規則第20号 改正</p> <p style="text-align: right;">平成25年8月27日教 委規則第8号 平成28年9月13日教 委規則第11号 <u>令和7年7月●日教 委規則第●号</u></p> <p>千代田区立九段中等教育学校学則 第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この学則は、千代田区立九段中等教育 学校（以下「学校」という。）の運営に関し、 必要な事項を定めるものとする。 (学校の名称及び所在地)</p> <p>第2条 学校の名称及び所在地は、次のとおり とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区立九段中 等教育学校</td> <td>千代田区九段北二 丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生徒定員及び修業年限)</p> <p>第3条 学校は中等普通教育及び高等普通教育 を一貫して実施し、生徒定員等は次のとおり とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課 程</th> <th colspan="3">前期課程</th> <th colspan="3">後期課程</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>1 学 年</th> <th>2 学 年</th> <th>3 学 年</th> <th>4 学 年</th> <th>5 学 年</th> <th>6 学 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 級 数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>960</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 学校の修業年限は6年とし、前期課程は3 年、後期課程は3年とする。</p> <p>3 生徒定員のうち約半数は千代田区内在住者 とする。 (通学区域)</p> <p>第4条 生徒の通学区域は、東京都内全域とす る。</p> <p style="text-align: center;">第2章 学年、学期、休業日等 (学年)</p> <p>第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月 31日に終わる。</p>	名称	所在地	千代田区立九段中 等教育学校	千代田区九段北二 丁目2番1号	課 程	前期課程			後期課程			合 計	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	学 級 数	4	4	4	4	4	4	24	定 員	16 0	16 0	16 0	16 0	16 0	16 0	960	<p>○千代田区立九段中等教育学校学則 平成18年3月28日教育委員会規則第20号 改正</p> <p style="text-align: right;">平成25年8月27日教 委規則第8号 平成28年9月13日教 委規則第11号</p> <p>千代田区立九段中等教育学校学則 第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この学則は、千代田区立九段中等教育 学校（以下「学校」という。）の運営に関し、 必要な事項を定めるものとする。 (学校の名称及び所在地)</p> <p>第2条 学校の名称及び所在地は、次のとおり とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区立九段中 等教育学校</td> <td>千代田区九段北二 丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生徒定員及び修業年限)</p> <p>第3条 学校は中等普通教育及び高等普通教育 を一貫して実施し、生徒定員等は次のとおり とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課 程</th> <th colspan="3">前期課程</th> <th colspan="3">後期課程</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>1 学 年</th> <th>2 学 年</th> <th>3 学 年</th> <th>4 学 年</th> <th>5 学 年</th> <th>6 学 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 級 数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>16 0</td> <td>960</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 学校の修業年限は6年とし、前期課程は3 年、後期課程は3年とする。</p> <p>3 生徒定員のうち約半数は千代田区内在住者 とする。 (通学区域)</p> <p>第4条 生徒の通学区域は、東京都内全域とす る。</p> <p style="text-align: center;">第2章 学年、学期、休業日等 (学年)</p> <p>第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月 31日に終わる。</p>	名称	所在地	千代田区立九段中 等教育学校	千代田区九段北二 丁目2番1号	課 程	前期課程			後期課程			合 計	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	学 級 数	4	4	4	4	4	4	24	定 員	16 0	16 0	16 0	16 0	16 0	16 0	960
名称	所在地																																																																				
千代田区立九段中 等教育学校	千代田区九段北二 丁目2番1号																																																																				
課 程	前期課程			後期課程			合 計																																																														
	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年																																																															
学 級 数	4	4	4	4	4	4	24																																																														
定 員	16 0	16 0	16 0	16 0	16 0	16 0	960																																																														
名称	所在地																																																																				
千代田区立九段中 等教育学校	千代田区九段北二 丁目2番1号																																																																				
課 程	前期課程			後期課程			合 計																																																														
	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年																																																															
学 級 数	4	4	4	4	4	4	24																																																														
定 員	16 0	16 0	16 0	16 0	16 0	16 0	960																																																														

(学期)

第6条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第29条の規定による学期は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、千代田区教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けたときは、校長は、別に定める基準により学期を変更することができる。

(休業日)

第7条 施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月22日から8月26日まで
- (4) 期間休業日 10月1日から10月5日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (6) 春季休業日 3月26日から4月5日まで
- (7) 開校記念日 4月15日
- (8) 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)に規定する日
- (9) その他委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、委員会の許可を受けたときは、校長は、別に定める基準により休業日を変更することができる。

3 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

(臨時休業)

第8条 校長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長はこの旨を委員会に報告しなければならない。

第3章 教育課程及びその運営

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、校長が委員会の承認を得て定める。

2 毎週の授業時数並びに始業及び終業の時刻は、校長が定める。

(校務分掌)

(学期)

第6条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第29条の規定による学期は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、千代田区教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けたときは、校長は、別に定める基準により学期を変更することができる。

(休業日)

第7条 施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月22日から8月26日まで
- (4) 期間休業日 10月1日から10月5日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (6) 春季休業日 3月26日から4月5日まで
- (7) 開校記念日 4月15日
- (8) 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)に規定する日
- (9) その他委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、委員会の許可を受けたときは、校長は、別に定める基準により休業日を変更することができる。

3 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

(臨時休業)

第8条 校長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長はこの旨を委員会に報告しなければならない。

第3章 教育課程及びその運営

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、校長が委員会の承認を得て定める。

2 毎週の授業時数並びに始業及び終業の時刻は、校長が定める。

(校務分掌)

第10条 学校の校務分掌は、校長が定める。

(前期課程修了の認定)

第11条 前期課程における各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価して校長が認定する。

2 校長は、前期課程の全課程を修了したと認める生徒に対し、中等教育学校前期課程修了証明書を発行することができる。

(単位修得の認定)

第12条 校長は、後期課程において、生徒が学校の定める教育計画に従って、教科及び科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認めるときは、その教科及び科目について所定の単位を修得したことを認定する。

2 校長は、単位の修得を認定した生徒に対し、単位修得証明書又は成績証明書を発行することができる。

(卒業の認定)

第13条 校長は、学校所定の全課程を修了したと認める生徒について卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した生徒に対し、卒業証書を授与する。

第4章 入学、退学、編入学、転学等

(入学資格)

第14条 学校に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校の課程を終了した者とする。

(願書の提出)

第15条 学校への入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第18条 編入学は原則として認めない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前期課程の定員に欠員が生じた場合において、編入学を希望する者が相当年齢に達し、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと校長が認めるとき。

(2) 第22条第2項の規定により学籍から除

第10条 学校の校務分掌は、校長が定める。

(前期課程修了の認定)

第11条 前期課程における各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価して校長が認定する。

2 校長は、前期課程の全課程を修了したと認める生徒に対し、中等教育学校前期課程修了証明書を発行することができる。

(単位修得の認定)

第12条 校長は、後期課程において、生徒が学校の定める教育計画に従って、教科及び科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認めるときは、その教科及び科目について所定の単位を修得したことを認定する。

2 校長は、単位の修得を認定した生徒に対し、単位修得証明書又は成績証明書を発行することができる。

(卒業の認定)

第13条 校長は、学校所定の全課程を修了したと認める生徒について卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した生徒に対し、卒業証書を授与する。

第4章 入学、退学、編入学、転学等

(入学資格)

第14条 学校に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校の課程を終了した者とする。

(願書の提出)

第15条 学校への入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願出なければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第18条 編入学は原則として認めない。ただし、校長は、欠員が生じた場合において、編入学を希望する者が相当年齢に達し、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと認めるときには、その者が学校に在籍していた場合に限り、入学を認める。

外された者が、転学後2年以内に編入学を希望するとき。

2 前項第2号に掲げる場合において、生徒の編入学を希望する保護者は、所定の編入学願を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の規定による編入学願を受けた場合は、速やかに編入学試験を実施し、当該試験に合格したときは、これを認めるものとする。

(欠席、欠課等)

第19条 生徒が、欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(留学)

第20条 校長は、教育上有益と認めるときは、後期課程の生徒が外国の後期中等教育機関に留学することを許可することができる。

(退学)

第21条 後期課程の生徒が退学しようとするときは、保護者が、所定の退学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による退学願を適当と認めるときは、これを許可する。

(転学等)

第22条 生徒が転学(在外教育施設、外国の学校等(以下「在外教育施設等」という。)への転学を含む。)を希望するときは、保護者が、所定の転学願を校長に提出しなければならない。

2 前期課程の生徒が、在外教育施設等に転学し、かつ、1年以上在籍したと認められるときは、学籍から除外することとする。

3 他の学校からの転入学は原則として認めない。ただし、校長は、欠員が生じた場合において、転入学を希望する者が、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと認めるときには、後期課程進級時に限り、転入学を許可する。

(国外転出時の特例)

第22条の2 校長は、前期課程の生徒が国外に転出する際、国外への転出期間があらかじめ1年未満であることを確認したときは、当該転出期間における在外教育施設等への在籍の有無にかかわらず、当該生徒を長期欠席として扱うものとする。ただし、当該生徒が帰国後も引き続き、千代田区内(入学時の住所が千代田区外であった者にあつては東京都内)に住所を有することが見込まれる場合に限るものとする。

(休学等)

(欠席、欠課等)

第19条 生徒が、欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(留学)

第20条 校長は、教育上有益と認めるときは、後期課程の生徒が外国の後期中等教育機関に留学することを許可することができる。

(退学)

第21条 生徒が退学しようとするときは、保護者が、所定の退学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による退学願を適当と認めるときは、これを許可する。

(転学)

第22条 生徒が転学を希望するときは、保護者が、所定の転学願を校長に提出しなければならない。

2 他の学校からの転入学は原則として認めない。ただし、校長は、欠員が生じた場合において、転入学を希望する者が、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと認めるときには、後期課程進級時に限り、転入学を許可する。

(休学等)

第23条 生徒が病気その他やむを得ない理由により、引き続き3か月以上出席することができない場合は、保護者が、所定の休学申請書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による休学申請を適当と認めるときは、休学を許可する。

3 休学期間は、3か月以上2年以内とする。

4 休学中の生徒は、休学の理由がなくなったときは、保護者が、所定の復学申請書を校長に提出しなければならない。

5 校長は、前項の規定による復学申請を適当と認めるときは、復学を許可する。

(出席停止)

第24条 校長は、集団生活に支障があると認められる感染症に罹患し、若しくは罹患している疑いがあり、又は罹患するおそれがある生徒に対し、出席の停止を命ずることができる。

#### 第5章 保護者

(保護者)

第25条 保護者は、生徒に対し親権を行う者であって、原則として父母(父母のいずれかがいない場合は父母のいずれか一方)とし、親権を行う者が死別等によりいない場合は生徒の後見人とする。

2 保護者は、学校に対して、生徒に関する一切の責任を負わなければならない。

3 保護者は、生徒又は自己が住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

#### 第6章 入学検定料等

(入学検定料等)

第26条 入学検定料、入学金及び授業料に関する徴収及び減免の取扱いについては、千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例(平成17年千代田区条例第38号)及び千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則(平成17年千代田区教育委員会規則第11号)に定めるところによる。

#### 第7章 賞罰

(ほう賞)

第27条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

(懲戒)

第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。

2 懲戒は、前期課程においては退学、訓告その他、後期課程においては退学、停学、訓告その他とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認め

第23条 生徒が病気その他やむを得ない理由により、引き続き3か月以上出席することができない場合は、保護者が、所定の休学申請書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による休学申請を適当と認めるときは、休学を許可する。

3 休学期間は、3か月以上2年以内とする。

4 休学中の生徒は、休学の理由がなくなったときは、保護者が、所定の復学申請書を校長に提出しなければならない。

5 校長は、前項の規定による復学申請を適当と認めるときは、復学を許可する。

(出席停止)

第24条 校長は、集団生活に支障があると認められる感染症に罹患し、若しくは罹患している疑いがあり、又は罹患するおそれがある生徒に対し、出席の停止を命ずることができる。

#### 第5章 保護者

(保護者)

第25条 保護者は、生徒に対し親権を行う者であって、原則として父母(父母のいずれかがいない場合は父母のいずれか一方)とし、親権を行う者が死別等によりいない場合は生徒の後見人とする。

2 保護者は、学校に対して、生徒に関する一切の責任を負わなければならない。

3 保護者は、生徒又は自己が住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

#### 第6章 入学検定料等

(入学検定料等)

第26条 入学検定料、入学金及び授業料に関する徴収及び減免の取扱いについては、千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例(平成17年千代田区条例第38号)及び千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則(平成17年千代田区教育委員会規則第11号)に定めるところによる。

#### 第7章 賞罰

(ほう賞)

第27条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

(懲戒)

第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。

2 懲戒は、前期課程においては退学、訓告その他、後期課程においては退学、停学、訓告その他とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認め

られる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は、第2項の退学又は停学（通算して1か月を超えるものに限る。）を行おうとするときは、予め学校経営評議会（千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第4号）第28条第1項に基づき設置されるものをいう。）の意見を聞かなければならない。

5 校長は、別に教育委員会が定めるところに従い、問題行動があった場合の懲戒の基準及び手続きを定めるものとする。

#### 第8章 補則

（委任）

第29条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月27日教委規則第8号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年9月13日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年7月●日教委規則第●

号）

この規則は、公布の日から施行する。

られる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は、第2項の退学又は停学（通算して1か月を超えるものに限る。）を行おうとするときは、予め学校経営評議会（千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第4号）第28条第1項に基づき設置されるものをいう。）の意見を聞かなければならない。

5 校長は、別に教育委員会が定めるところに従い、問題行動があった場合の懲戒の基準及び手続きを定めるものとする。

#### 第8章 補則

（委任）

第29条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月27日教委規則第8号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年9月13日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年度「おがちよ教育交流事業」派遣生徒の決定について

おがちよ教育交流事業（令和7年8月19日（火）から同月24日（日）までの5泊6日）における、派遣生徒審査（書類及び面接）を実施し、応募生徒68名から派遣生徒18名を決定した。

1 応募生徒内訳

学校	応募数	詳細
麴町中学校	16名	1学年9名（うち 男5人、女4人） 2学年6名（うち 男3人、女3人） 3学年1名（うち 男1人、女0人）
神田一橋中学校	9名	1学年3名（うち 男2人、女1人） 2学年6名（うち 男4人、女2人） 3学年0名（うち 男0人、女0人）
九段中等教育学校	43名 （うち、区民17人）	1学年24名（うち 男9人、女15人） 2学年9名（うち 男4人、女5人） 3学年10名（うち 男4人、女6人）

2 派遣生徒内訳

学校	派遣者	詳細
麴町中学校	5名	1学年2名（うち 男1人、女1人） 2学年3名（うち 男1人、女2人） 3学年0名（うち 男0人、女0人）
神田一橋中学校	4名	1学年1名（うち 男1人、女0人） 2学年3名（うち 男1人、女2人） 3学年0名（うち 男0人、女0人）
九段中等教育学校	9名 （うち、区民5人）	1学年5名（うち 男2人、女3人） 2学年1名（うち 男0人、女1人） 3学年3名（うち 男1人、女2人）

## 令和7年度「おがちよ教育交流事業」全体スケジュール

教育委員会資料  
令和7年7月22日  
子ども総務課

	内容	日にち	曜日	時間	場所	詳細
事前学習会	第1回及び 保護者説明会	7月9日	水	18:00 -20:00	千代田区役所4階 教育委員会室	小笠原観光局職員から、小笠原諸島全般についてご講話いただく。
	第2回	7月30日	水	10:00 -12:00	葛西臨海水族園	小笠原諸島をテーマにしたエリアがあり、施設の職員からご講話いただく。
	第3回	8月7日	木	10:00 -12:00	千代田区役所4階 教育委員会室	グループごとに行程4日目の事前学習を進める。 ①平和学習班 ②自然・環境学習班 ③歴史・文化・生活学習班
現地派遣	現地学習・体験	8月19日(火)～24日(日)			小笠原諸島父島	
事後学習会	第1回	9月4日	木	17:00	千代田区役所4階 教育委員会室	フィールドワーク班ごとに事業報告書をまとめる①
	第2回	9月26日	金	17:00	千代田区役所4階 教育委員会室	フィールドワーク班ごとに事業報告書をまとめる②
報告会	教育委員会報告会	10月14日	火	18:00	千代田区役所4階 教育委員会室	フィールドワーク班ごとに事業活動を発表する

## 千代田区児童育成手当条例施行規則の改正について

### 1 児童育成手当について

- ・ 父母の離婚や死亡等によりひとり親となった18歳までの児童を対象とした育成手当と、心身に障害がある20歳未満の児童を対象とした障害手当の2つの手当を支給している。
- ・ 本事業は、東京都の事業であるため、都から「市町村児童育成手当条例施行規則参考例」が示されており、参考例に基づき区条例及び条例施行規則を定めている。
- ・ 区では、条例施行規則に準拠し手当事務を行っている。

### 2 児童育成手当に関する条例施行規則の一部改正について

この度、所得の上昇等の社会情勢の変化に伴い、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第253号）」が公布された。東京都においては、東京都児童育成手当に関する条例施行規則策定にあたり、国の特別障害者手当の基準を横引いて策定しており、この度の政令改正に伴い特別障害者手当の所得制限額が引き上げられたため、これに準拠し都規則改正を行うこととなった。これに伴い、区規則においても改正を行うものである。

（東京都公報への掲載日7月18日）

### 3 新旧対照表（案）

別紙のとおり

### 4 施行日

公布の日

### 5 今後のスケジュール

- ・ 広報紙掲載 9月20日号を予定
- ・ 次回支給日 10月10日（金）  
（以降支給月 2月・6月・10月）

新旧対照表

○千代田区児童育成手当条例施行規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>千代田区児童育成手当条例施行規則 第1条から第2条まで（現行のとおり） （所得の額） 第3条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは<u>366万1,000円</u>とし、扶養親族等又は児童があるときは<u>366万1,000円</u>に当該扶養親族等（30歳以上70歳未満の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族である場合にあつては当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）である場合にあつては当該特定扶養親族等1人につき63万円）を加算して得た額とする。</p> <p>第4条から第19条まで（現行のとおり）</p> <p>附 則（令和7年 月 日規則第 号） （施行期日） <u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> （経過措置） <u>2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和7年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。</u></p>	<p>千代田区児童育成手当条例施行規則 第1条から第2条まで（略） （所得の額） 第3条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは<u>360万4,000円</u>とし、扶養親族等又は児童があるときは<u>360万4,000円</u>に当該扶養親族等（30歳以上70歳未満の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族である場合にあつては当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）である場合にあつては当該特定扶養親族等1人につき63万円）を加算して得た額とする。</p> <p>第4条から第19条まで（略）</p>

千代田区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)に係る  
補助内容の拡充について

1 概要

ベビーシッター利用支援事業は、一時的に保育が必要となった保護者がベビーシッターを利用した際に支払った利用料について、区がその費用の一部を補助するものである。東京都から補助率10/10で補助金の交付を受けているが、今般、東京都が補助要綱を改正し、補助対象者や補助対象となる利用時間が拡充された。区では都の改正内容に加え、区独自に補助内容を拡充する。令和6年度の補助内容は下表の通り。

令和6年度 補助内容		
	東京都補助内容	区独自拡充内容
対象年齢	未就学児まで	未成年の障害児がいる世帯は 小学3年生まで
1人あたり 利用時間	年144時間 多胎児の場合は年288時間	未成年の障害児がいる世帯は 年216時間
補助額	午前7時～午後10時 1時間2,500円 上記以外の時間 1時間3,500円	/

※障害児とする対象は障害者手帳の所持者

2 東京都の拡充内容

(1) 対象年齢

利用児童が障害児の場合は、対象年齢を小学6年生まで引き上げる。

(2) 1人あたり利用時間

利用児童が障害児の場合及び世帯がひとり親家庭の場合は、児童1人あたりの利用時間を年288時間まで拡大する。

### 3 改正後の区の補助内容

	改正後の補助内容	
	東京都補助内容	区独自拡充内容
対象年齢	未就学児まで 障害児の場合は小学6年生まで	多胎児、ひとり親家庭、未成年の障害児がいる世帯は小学6年生まで
1人あたり 利用時間	年144時間 多胎児、障害児、ひとり親家庭の場合は年288時間	未成年の障害児がいる世帯は年288時間
補助額	変更なし	

※障害児とする対象は障害者手帳の所持者及び療育等への通所受給者証の所持者

### 4 事業実績

	利用児童数（人）	利用時間（時間）	補助額（円）	補助額増加割合（倍）
令和4年度	371	21,983	48,006,001	
令和5年度	508	33,359	75,205,197	1.6
令和6年度	586	40,902	94,837,465	1.3

※補助額増加割合は前年度比の増加倍率

### 5 施行年月日及び適用年月日

改正要綱の決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

### 6 今後のスケジュール(予定)

文教福祉委員会報告 令和7年7月28日

広報等での周知 令和7年8月5日

## 千代田区障害児医療ステイ（レスパイト入院）事業の開始について

### 1 概要

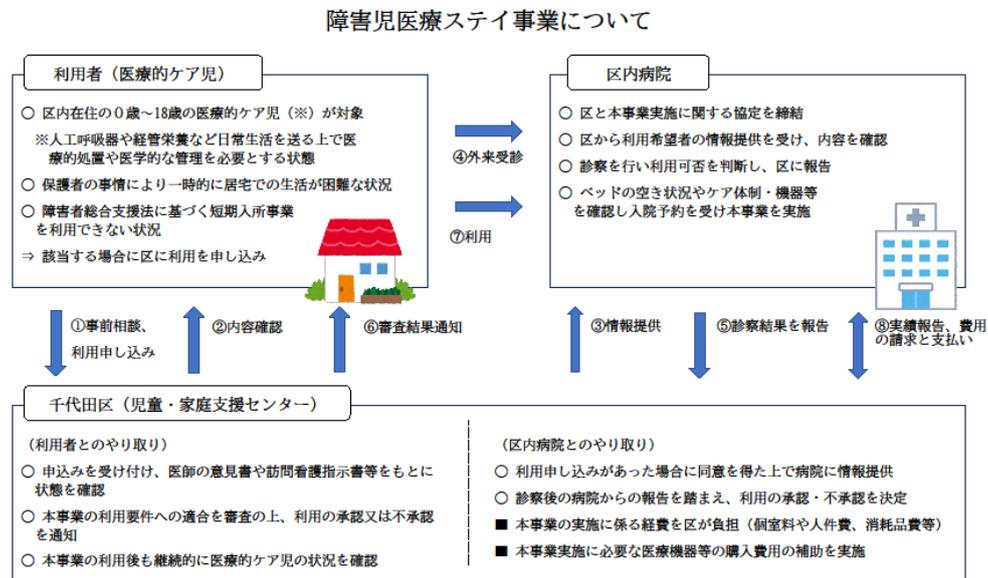
医療的ケアのある児童について、ベビーシッターや子どもショートの利用が困難であることから、児童の家族がレスパイトや出産、その他養育ができない場合には、重症心身障害児等在宅レスパイト事業の利用に限られていた。今回、在宅にとらわれないレスパイトの一環として、区内病院（日本大学病院）と協定を締結し、病院で児童をお預かり（最大6泊7日）する制度を実施することで、保護者の精神的、肉体的負担の軽減を図る。

本事業にかかる利用家族の費用について、入院自体には医療保険を適用するため、レンタル寝間着等実費部分のみの負担で対応ができる。その他医療用消耗品、個室料金、看護師の人員費等は区において負担することとする（食費実費分は子育て推進課で補助申請が可能）。また、本事業開始にあたり、病院で当初から必要になる物品について補助を行う。

### 3 開始年月日

令和7年8月1日から、次月利用の申し込み開始

### 4 利用の流れ



### 5 今後のスケジュール（予定）

文教福祉委員会報告

令和7年7月28日

協定締結および申し込み開始

令和7年8月1日

## 令和7年度 教科書展示会報告

### 1 教科書展示会来場人数 (過去4年間: 受付票への記名者数)

実施年度	採択内容	会場	実施期間		教員	教育委員会	地域・保護者	計
令和7年度	中等・特支	千代田図書館	6月13日(金)～6月27日(金) (休館日6月22日(日)を除く)	14日間	10	10	40	60
令和6年度	中 中等・特支	千代田図書館	6月6日(木)～6月30日(日) (休館日6月23日(日)を除く) ※特別展示6月6日～6月15日	25日間	8	15	76	99
令和5年度	小 中等・特支	千代田図書館	6月8日(木)～7月2日(日) (休館日6月25日(日)を除く) ※特別展示6月8日～6月17日	24日間	7	5	102	114
令和4年度	中等・特支	千代田図書館	6月10日(金)～6月23日(木)	14日間	10	1	55	66

### 2 展示内容

- ・小学校教科書見本 (令和6年度～9年度使用)
- ・中学校・中等教育学校 (前期課程) の教科書見本 (令和7年度～10年度使用)
- ・中等教育学校 (後期課程) 教科書採択用見本 (令和8年度使用)

### 3 展示会場

千代田図書館 第3研修室 (区役所9階)

### 4 アンケート回答10件

今回の展示会にご満足いただけましたか。

回答	数	構成比
A満足	4件	40%
Bどちらかと言えば満足	4件	40%
Cどちらかと言えば不満	2件	20%
D不満	0件	0%
合計	10件	100.0%

今回の展示会をどこで知りましたか。

回答	数	構成比
A千代田区広報紙(広報千代田)	0件	0%
B千代田区ホームページ	0件	0%
C東京都ホームページ	1件	10%
D区役所内の掲示物	0件	0%
E図書館利用時にたまたま気づいた	7件	70%
Fその他	2件	20%
合計	10件	100.0%

<教科書展示会アンケートより>

- ・今の子も同じような教材を使って勉強していることが分かり、少しほっとした。
- ・情報の教科書はとてもよくできていると感じた。
- ・教科書を見る機会はあまりないため、貴重な機会だった。
- ・展示会の周知方法を工夫してほしい。
- ・高校の教科書はバリエーション豊かで読んでいて楽しかった。
- ・展示期間を長くしてほしい。
- ・最近の教科書を見ることが出来る貴重な機会だった。

# いじめ、不登校、はくちょう教室の状況(令和7年6月末の報告)

教育委員会資料  
令和7年7月22日  
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		はくちょう教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年				1(1)	1			
	2年	1		1	1	1			
	3年	1	2	3					
	4年	1(1)		1	2	2		1	1
	5年	7		7	3(1)	3	5	5	5
	6年	5(2)	2	7	2(1)	2	2	4(1)	3
中・中等(前期)	1年				7(2)	7	2	2	2
	2年				10	10	3	4	4
	3年	1(1)		1	2	2	3	3	3
中等(後期)	4年				1	1	/	/	/
	5年								
	6年								
計	合計	16	4	20	29	29	15	19	18

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和7年7月22日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
7	22	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
7	23	水		保田臨海学校①（昌平小）～24日	千葉県鋸南町	
7	24	木		保田臨海学校②（お茶の水小）～25日	千葉県鋸南町	
7	25	金		保田臨海学校③（麴町小）～26日	千葉県鋸南町	
7	26	土		保田臨海学校④（番町小）～27日	千葉県鋸南町	
7	27	日		保田臨海学校⑤（富士見小）～28日	千葉県鋸南町	
7	28	月		保田臨海学校⑥（九段小）～29日	千葉県鋸南町	
7	29	火		保田臨海学校⑦（千代田小）～30日 至大荘行事	千葉県鋸南町 千葉県勝浦市	教育委員出席
7	30	水		保田臨海学校⑧（和泉小）～31日	千葉県鋸南町	
7	31	木				
8	1	金				
8	2	土				
8	3	日				
8	4	月	14:00～	子どもの権利ワークショップ	かがやきプラザ	
8	5	火				
8	6	水	14:00～	子どもの権利ワークショップ	かがやきプラザ	
8	7	木				
8	8	金				
8	9	土				
8	10	日				
8	11	月				
8	12	火				

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和7年7月22日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
8	13	水				
8	14	木				
8	15	金				
8	16	土				
8	17	日				
8	18	月				
8	19	火		おがちよ教育交流事業（～24日まで） 出港式	小笠原村 竹芝栈橋	教育委員出席
8	20	水				
8	21	木				
8	22	金				
8	23	土				
8	24	日				
8	25	月				
8	26	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
8	27	水				
8	28	木				
8	29	金				
8	30	土				
8	31	日				

「広報千代田」  
8月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部  
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

23件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき
1 児童・家庭支援センター	親と子の絆プログラム ベビママの会 ～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby(赤ちゃん)とMama(お母さん)が参加できる初めての交流会。おしゃべりしながら子育てについて楽しく学ぶ。	9月9日/16日(火) 10時～12時	四番町児童館	
2 児童・家庭支援センター	親と子の絆プログラム アンガーマネジメント講座	怒りの感情をコントロールし、適切なコミュニケーションや問題解決へ導く手法を、講義を通して学ぶ。	9月10日～9月24日 (毎週水曜) 10時～12時	一番町児童館	
3 児童・家庭支援センター	ベビーシッター利用料を補助 内容が一部拡充されます	都の認定するベビーシッター事業者を利用した際、その利用料の一部を補助。障害児やひとり親について内容を一部拡充。			
4 文化振興課	オペラ「魔笛(モーツァルト)」 ちよだ芸術祭サマーコンサート	国内外で受賞歴のあるオペラ歌手とちよだピッコロ児童合唱団、ちよだ芸術祭合唱団が、パパパの2重唱で有名なオペラ「魔笛」(モーツァルト作曲)ハイライトを日本語で上演。	9月7日(日)①11時30分～13時②14時半～16時	ワテラスコモンホール(神田淡路町2-101)	かんだ歌宴
5 文化振興課	第9回芸術鑑賞チケット販売	区内各劇場で開催する公演チケットを、区内在住者に割引で販売。	8月5日(火)～ 8月22日(金)		
6 文化振興課	内幸町ホール地上1階出入口の閉鎖及び、エレベーターの停止について	内幸町ホール地上1階出入口を閉鎖し、隣接エレベーターを停止する。	9月1日(月)～ 令和8年10月(予定)		

「広報千代田」  
8月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部  
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

23件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき	
7	文化振興課	松下幸之助生誕130年記念 松下幸之助に学ぶ 人を幸せにするリーダーとは 『道をひらく』から考える	松下幸之助著『道をひらく』はなぜ今なお読み継がれるのか？人間の可能性を考え、多くの人に人生の意義を訴え続けた幸之助の人生と業績から、前向きに生きるヒントや人を幸せにする仕事・リーダー哲学を学ぶ講座。話題の幸之助AIも紹介。	9月12日(金) 19時00分～20時45分	日比谷図書文化館日比谷コンベンションホール (大ホール)	日比谷図書文化館
8	文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	毎週土曜日11時～	2階児童室	四番町図書館
9	文化振興課	千代田図書館 のりものおはなし会	「乗り物」がテーマのおはなし会。読み聞かせや工作を行う	8月16日、17日、23日、30日11時～	10階子ども室	千代田図書館
10	文化振興課	千代田図書館 江戸大奥講演会	東京国立博物館研究員を講師に迎え、江戸大奥の衣装について講演	8月29日18時30分～	日比谷図書文化館地下1階大ホール	千代田図書館
11	文化振興課	星陵アーツ&レクチャーシリーズ ダンス公演 「Borderless2025」	文化事業助成対象事業「星陵アーツ&レクチャーシリーズ」のダンス公演	8月23日(土)17時～、24日(日)14時～	星陵会館ホール (永田町2-16-2)	(公財)星陵会事務局
12	生涯学習・スポーツ課	富士見スポーツ・文化クラブ 「ミニバス大会」	ミニバスケットボール大会	8月31日(日)13時～17時	富士見みらい館 体育館	富士見スポーツ・文化クラブ
13	生涯学習・スポーツ課	東京2025世界陸上競技選手権大会(マラソン) 交通規制にご協力をお願い	東京2025世界陸上競技選手権大会(マラソン)の開催に伴う交通規制の周知	9月14日(日)・15日(月・祝)午前7時～	東京都内	公共財団法人東京2025世界陸上財団
14	生涯学習・スポーツ課	プロコーチから学ぶ！ 秋のランニング教室	16歳以上の方を対象に、ランニング教室を開催(①ランニングフォームの基本②ランに効くチューブトレ)	①9月11日(木)19時～21時 ②9月25日(木)19時～21時	スポーツセンター	スポーツセンター

「広報千代田」  
8月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部  
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

23件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき
15	生涯学習・スポーツ課 たのしくフラダンス	15歳以上の方（中学生を除く）を対象にフラダンス教室を開催。	9月28日～11月16日の 毎週日曜（全8回）13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
16	生涯学習・スポーツ課 運動会必勝塾 ～かけっこ・走り方教室～	幼児・小学生を対象に走り方教室を開催。 （対象①幼児②・③小学生）	9月15日（月祝） ①9時10分～10時 ②10時15分～11時15分 ③11時30分～12時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
17	生涯学習・スポーツ課 スポーツセンターの イベント紹介			スポーツセンター	スポーツセンター
18	生涯学習・スポーツ課 第28回昌平音楽祭	昌平童夢館を利用する団体が、日頃の活動の成果を発表する。	8月24日（日）13時00分開演（12時30分開場）	昌平童夢館	昌平評議会・コミュニティスクール運営委員会
19	生涯学習・スポーツ課 秋季バドミントン大会	区内在住・在勤・バドミントン協会登録者を対象に大会を実施	9月15日（月・祝） 9月23日（火・祝）9時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
20	生涯学習・スポーツ課 秋季テニス講習会	区内在住者を対象に講習会を実施	9月17日・24日・10月8日・15日・22日 いずれも水曜8時～10時	外濠公園総合グラウンド テニスコート	千代田区体育協会
21	生涯学習・スポーツ課 第76回千代田区水泳競技大会	18歳以上（高校生を除く）の区内在住・在勤・在学者を対象に大会を実施	9月28日（日） 10時15分～	スポーツセンター	千代田区体育協会
22	生涯学習・スポーツ課 空手道初心者講習会	区内在住・在勤・在学者（小学生以上）を対象に講習会を実施	10月1日～10月29日 毎週水曜 18時30分～	スポーツセンター	千代田区体育協会
23	生涯学習・スポーツ課 バドミントン初・中級者講習会	18歳以上（高校生を除く）の区内在住・在勤者を対象に講習会を実施	10月7日～10月24日 毎週火曜・金曜18時～	スポーツセンター	千代田区体育協会

「広報千代田」  
8月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部  
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

24件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき
1	子ども支援課	令和7年9月利用分から保育園等の保育料の無償化を開始	令和7年9月利用分から開始する保育料無償化を区民に周知		
2	子ども支援課	【千代田区地域子育て支援事業】共立女子大学「親子で描き・つくるワークショップ2025」	3～6歳児(小学校就学前の幼児)及び6～8歳(低学年までの小学生児童)の子育てを行う親子を対象にワークショップを行う。	①9月20日(土) ②10月25日(土) ③11月15日(土) いずれも10時から12時	共立女子大学6号館1階(神田神保町3-27)
3	子育て推進課	令和7年9月30日で「誕生準備手当」の申請受付を終了します	申請受付終了の周知		
4	児童・家庭支援センター	親と子の絆プログラム ノーバディーズ・パーフェクト	子どもと離れて、保護者同士で子育ての悩みや困りごとを話すことで、自分らしい子育てをみつける。	9月30日～10月21日 (毎週火曜) 10時～12時	いずみこどもプラザ
5	学務課	区立中学校の学校選択	学校選択の実施及び「学校選択のお知らせ」郵送のお知らせ		
6	文化振興課	四大オペラハイライト	四大オペラのハイライトを、国内外で活躍する歌手陣によるオペラ形式での歌唱で、聴く・観る・感じる、名作に触れる	9月23日(火・祝)13時～16時(受付12時30分)	いきいきプラザカスケードホール
7	文化振興課	昼休みコンサート	お昼休みにくつろいでいただける、クラシックコンサート(無料)	9月11日(木)12時～13時(開場11時45分)	区民ホール

「広報千代田」  
8月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部  
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

24件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき	
8	文化振興課	劇団演奏舞台 公演87「父と暮らせば」	井上ひさし氏の名作を生演奏と濃密な会話劇で融合。当劇場限定の舞台体験	9月26日(金)19時開演 9月27日(土)14時、18時開演 9月28日(日)14時開演 ※全4回、開場は開演30分前	演奏舞台アトリエ／九段下 GEKIBA (九段北1-10-2 タイヤビル5F)	一般社団法人 劇団演奏舞台
9	文化振興課	第38回東京国際映画祭 千代田シネマセレクション	東京国際映画祭で上映された映画の上映会を実施	9月27日(土)、28日(日)、10月3日(金)、10月4日(土)	ベルサール神田 (神田美土代町7住友不動産ビル2・3F) いきいきプラザ 一番町内カスケードホール(一番町12)	
10	文化振興課	千代田区歌合唱メンバー募集	第46回区文化芸術の秋フェスティバルオーケストラ・コーラスフェスティバル開演セレモニー、作品展オープニングセレモニーで区歌を披露	【練習】①9月6日(土)②9月13日(土) ③9月27日 ④10月4日(土)⑤10月11日(土) いずれも18時～19時30分 ※原則全日参加(日時は変更になる可能性あり) 【本番】①10月18日(土)②10月19日(日) ③11月12日(水)	【練習】いずれも麴町小学校音楽室(麴町2-8) 【本番】①②日経ホール(大手町1-3-7)③九段生涯学習館(九段南1-5-10)	文化芸術協会

「広報千代田」  
8月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部  
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

24件

	課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
				開催日・開催期間		区以外が主催のとき
11	文化振興課	千代田図書館おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。	9月14日(日) 11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
12	生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座 9月サークル体験会	九段生涯学習館等、区立施設で活動する区民サークルの「サークル体験会」を開催	9月	九段生涯学習館、区立施設	九段生涯学習館
13	生涯学習・スポーツ課	区民自主企画運営講座「伝統を知り世界とつながろう」	水墨画の技法を学ぶ体験講座	10月7日・14日・28日、11月25日、12月9日 19時～20時40分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
14	生涯学習・スポーツ課	区民自主企画運営講座「はじめての水墨画～秋の草花を描く～」	日本の伝統文化やテーブルマナーを基礎から学ぶ体験講座	10月9日・23日、11月6日・20日、12月4日 19時～20時40分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
15	生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座「初心者さん向け やさしいヨガ～疲れない心とカラダを作る時間～」	ヨガの体験講座	10月8日(水)・22日(水)、11月5日(水) 14時～15時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
16	生涯学習・スポーツ課	第14回太極拳交流フェスティバル	18歳以上の区内在住・在勤・在学者(高校生を除く)を対象に交流会を実施	9月28日(日) 13時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
17	生涯学習・スポーツ課	水泳講習会(第4クール)	15歳以上の区内在住・在勤・在学者(中学生を除く)を対象に講習会を実施	10月1日～15日 毎週水曜(全3回) 18時45分～	スポーツセンター	千代田区体育協会
18	生涯学習・スポーツ課	アクアビクス教室	15歳以上を対象にしたアクアビクス教室を開催	10月3日～11月21日の毎週金曜(全8回) 18時30分～19時30分	スポーツセンター	スポーツセンター

「広報千代田」  
8月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部  
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

24件

	課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
				開催日・開催期間		区以外が主催のとき
19	生涯学習・スポーツ課	エアロビクスⅡ期	16歳以上を対象にしたエアロビクスを開催	10月8日～11月26日の 毎週水曜 (全8回) 10時00～ 11時15分	スポーツセン ター	スポーツ センター
20	生涯学習・スポーツ課	シニア向け 転倒予防および健康体操 in 柔道場	50歳以上の方を対象にした健康体操を開催	10月1日～3月18日の 毎月第1・3水曜(全 12回) 10時～11時30分	スポーツセン ター	スポーツ センター
21	生涯学習・スポーツ課	はじめてのバレエエクササイズ	15歳以上の方を対象としたバレエエクササイズを開催	10月5日～11月30日の 毎週日曜(11/23を除 く全8回) 15時～16時	スポーツセン ター	スポーツ センター
22	生涯学習・スポーツ課	やさしいヨガ	16歳以上の方を対象としたヨガ教室を開催	10月10日～11月28日 の毎週金曜 (全8回) 18時15分 ～19時15分	スポーツセン ター	スポーツ センター
23	生涯学習・スポーツ課	リズムシェイプアップ チビッコ体操Ⅱ期	15歳以上の方を対象としたリズムシェイプアップ教室と3歳以上の未就学児を対象としたちびっこ体操教室を開催	10月8日～12月10日の 毎週水曜(全10回) 14時30～15時45分	スポーツセン ター	スポーツ センター
24	生涯学習・スポーツ課	スポーツセンターのイベント紹介			スポーツセン ター	スポーツ センター